## 学校保健安全法等に定める感染症発症時の対応について

学校保健安全法等に定める感染症を発症してした場合には、同法令で定められた期間、別表のとおり出席停止の扱いとなります。

発症したときは、保護者から学校へ欠席の連絡をしてください。

治癒後の登校再開に際しては、以下に従ってください。

1. 新型コロナウイルス感染症の場合

保護者が記入した治癒報告書を提出してください。

治癒した後、次の様式に必要事項を記入の上、教務課へ提出してください。

【保護者記入様式】「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」

- 様式
- 記入例
- 2. インフルエンザ (疑いを含む) の場合

保護者が記入した治癒報告書を提出してください。

治癒した後、次の様式に必要事項を記入の上、教務課へ提出してください。

【保護者記入様式】「インフルエンザ(疑いを含む)治癒報告書」

- 様式
- ・記入例
- 3. 上記1及び2以外の感染症の場合

医師による登校許可証明書が必要です。

次の様式を病院へ持参、医師に必要事項を記入してもらう、もしくは医師の診断書を発行してもらい、治癒後に教務課へ提出してください。

【様式】「感染症による欠席理由書(学校報告用)」もしくは、様式任意の「医師の診断書」 ・様式

## 学校保健安全法等に定める学校において予防すべき感染症と治癒後の提出書類

子校休健女主法寺にためる子校において予防すべき恋呆症と右想後の提出音短				
種 類	感染	症名	出席停止の期間 の基準	治癒後の提出書類
第一種	〇痘そう ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	RS) P症	治癒するまで	医師の記入による 「感染症による欠席 理由書 (学校報告 用)」
第二種	<ul><li>○新型コロナウイルス感染症</li><li>○インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザ 感染症を除く</li><li>○百日咳 ○流行性耳下腺炎(おたふく) ○風しん ○咽頭結膜熱 ○髄膜炎菌性髄膜炎</li></ul>	及び新型インフルエンザ等 〇麻しん	発症を軽快 発を解 状にいれる 大いの 日 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	「新型コロナウイル ス感染症治癒報告 書」 保護者の記入による
第三種	<ul><li>○コレラ</li><li>○腸管出血性大腸菌感染症</li><li>○パラチフス</li><li>○急性出血性結膜炎</li></ul>	○細菌性赤痢 ○腸チフス ○流行性結膜炎 ○その他の感染症		